

一体的に策定している関連計画について

| 現計画 | | |
|--|--|---|
| 計 画 | 根 拠 | 概 要 |
| 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」 (2015～2019) | 愛知県少子化対策推進条例 第6条 <策定義務> 次世代育成支援対策推進法 第9条 <任意> | ●少子化対策に係る愛知県の総合的な計画。 ●少子化の流れに歯止めをかけるため、以下の4つの重点目標をもつ。 ・若者の生活基盤の確保 ・希望する人が子どもを持てる基盤づくり ・すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援 ・「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする ●若者の就職や結婚・出産、子育てまで、各ライフステージ別の課題を踏まえた22の基本施策を掲載している。 |
| 子ども・子育て支援事業支援 計画 (2015～2019) | 子ども・子育て支援法 第62条 <策定義務> | ●国の基本指針を踏まえて策定する計画 ●以下の3つの重点施策を「はぐみんプラン」に盛り込んでいる。 ①教育・保育を提供する体制の確保 ②保育等に従事する者の確保、資質の向上 ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 |
| 子どもの貧困対策推進計画 (2015～2019) | 子どもの貧困対策の推進に 関する法律第9条 <努力義務> | ●国の「子どもの貧困対策に関する大綱」（平成26年8月策定）を踏まえて策定 する計画 ●以下の4つの重点施策を「はぐみんプラン」に盛り込んでいる。 ①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 |
| 愛知県児童虐待防止基本計画 (2015～2019) | 愛知県子どもを虐待から守 る条例第10条 <策定義務> | ●子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための 計画 ●以下の2つの重点施策を「はぐみんプラン」に盛り込んでいる。 ①児童虐待防止対策の推進 ②社会的養護体制の充実 |
| 家庭的養護の県推進計画 (2015～2029) ※2020～社会的養育推進計画として 策定 | 厚生労働省「社会的養護の課 題と将来像」 <策定義務> | ●国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に基づき、 児童養護施設等の小規模化及び地域分散化等を推進する計画 |
| 自立促進計画 (2015～2019) | 母子及び父子並びに寡婦福 祉法第12条 <努力義務> | ●国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な 方針」を踏まえて策定する計画 |
| 母子保健計画 (2015～2024) | 国民運動計画である「健やか 親子21（第2次）」 <策定義務> | ●国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ策定する計画 |

次期計画策定にあたっての 国の指針等の動向

次世代育成支援対策推進法の改正により平成27年度から計画策定は任意化。
「行動計画策定指針」において子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することが可能となっている。

H30.4.1
子育て安心プランを踏まえた基本指針の改正
H31.6（予定）
幼児教育・保育の質の向上、新・放課後子ども総合プランを踏まえた指針の改正

H31.8（予定）
子どもの貧困対策に関する大綱の改正

「子どもが輝く未来へのロードマップ」を踏まえた改正

H28 児童福祉法等の一部改正
H29 児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正
H30.7 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
H30.12 児童虐待防止対策体制総合強化プラン
H31.2 緊急総合対策の更なる徹底・強化について
H31.3 児童福祉法等の一部改正案の閣議決定

H29.8
新しい社会的養育ビジョンのとりまとめ
H30.7
都道府県社会的養育推進計画策定要領の発出

H31 年度末
「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を改正予定

H31 年度末
「健やか親子21（第2次）」について、中間評価が実施される予定。

